

対日民間請求権申告に関する法律
(法律第 2287 号, 1971. 1.19 制定、1971.3.21 施行)

仮訳

第 1 条 (目的)

この法は「請求権資金の運用及び管理に関する法律」第 5 条 1 項に規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料の収集のために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (申告対象の範囲)

① この法の規定による申告対象の範囲は 1947 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22 日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民(法人を含む。以下同じ)が 1945 年 8 月 15 日以前(第 1 号、第 5 号及び第 7 号に該当する場合にはその限りではない)に日本国及び日本国民(法人を含む。以下同じ)に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するもの(以下「対日民間請求権」という)とする。但し対日民間請求権の保有による一切の果実(利票を含む)及び法人が保有する請求権中政府の持分に該当するものは含まない。

1 旧軍政法令第 57 号「日本銀行券・台湾銀行券の預入」の規定により指定された金融機関に預入した預入金並びに金融機関が保有している日本銀行券及び日本国政府の補助貨幣。

2 1945 年 8 月 15 日以前に発行されたものであって、現物が存在する次の有価証券

ア 日本国政府が発行した国債

イ 日本貯蓄券

ウ 日本国の地方債

エ 日本国に本店(本社と主事務所を含む。以下同じ)を置く日本国の公法人であって大統領令が定める法人が発行した社債及び日本国政府が保証した社債

3 日本国に本店を置き日本国に所在する日本国金融機関に預入された預金

4 日本国に本店を置き日本国に所在する日本国金融機関に日本国以外から送金された海外送金。但し為替取引決済分に限り日本銀行券以外の日本系通貨及び日本軍票は除く。

5 1945 年 8 月 15 日から 1947 年 8 月 14 日までに日本国から帰国した大韓民国国民が帰国に際し日本国政府機関に寄託した寄託金。

6 日本国に本店を置く日本国の生命保険会社に大韓民国又は日本国から納入した保険料と受領された保険金

7 大韓民国に本店を置く法人の日本国所在支店の財産整理により発生した剰余金中、大韓民国国民である株主の持分

8 日本国で預入又は納入した日本国政府に対する次の債権

ア 郵便貯金及び振替預金並びに郵便為替

イ 簡易生命保険及び郵便年金の納入金

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され 1945 年 8 月 15 日以前に死亡した者（以下「被徴用死亡者」という）

② 前項第 9 号に規定された被徴用死亡者の基準及びその遺族の範囲等に関する必要な事項は大統領令で定める。

第 3 条（委員会の設置）

この法による対日民間請求権の申告に関する業務を処理させるため財務部長官所属下に対日民間請求権申告管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

第 4 条（委員会の構成）

① 委員会は委員長 1 人を含む委員 16 人以内で構成する。

② 委員長は財務部長官が就任し、委員は次の各号に掲記する者の中から大統領が任命又は委嘱したものが就任する。

1 関係部署の 1 級相当以上の公務員

2 金融機関の役員

3 請求権業務に関する知識が豊富な者

③ 委員会の組織その他必要な事項は大統領令で定める

第 5 条（委員の身分）

委員中公務員でない委員は刑法その他の法律の規定による罰則の適用については公務員とみなす。

第 6 条（委員会の機能）

委員会は次の各号の事項を審議及び決定する。

1 この法によって申告された対日民間請求権の証拠及び資料の適否審査。

2 対日民間請求権の申告業務に伴う細部手続に関する事項。

3 その他申告に関する重要な事項

第 7 条（委員会の議事等）

① 委員長は必要により委員会を招集しその議長となる。

② 委員会の会議は在籍委員過半数の出席により開会し出席委員の 3 分の 2 以上の賛成により議決する。

第 8 条（証拠調査等）

- ① 財務部長官は委員会の業務上必要な場合には当該業務に関する証言の聴取のため関係人若しくは証人の委員会への出席を要求し又は関連する事項について専門的な知識又は経験がある者に鑑定その他の証拠調査をさせることができる。
- ② 財務部長官は委員会の業務上必要な場合には関係行政機関その他の団体に対し書類の提出、意見の陳述及びその他必要な報告を要求することができる。

第9条（事務局）

- ① 委員会の業務に関する事項を処理するため委員会に事務局を置く。
- ② 事務局の組織、業務、職員及びその他必要な事項は大統領令で定め、職員は財務部所属公務員又は韓国銀行若しくは韓国産業銀行職員の中から財務部長官が任命又は委嘱する。

第10条（業務の取扱）

財務部長官は委員会の業務上必要と認めるときにはこの法による業務の一部を他の行政機関又は金融機関の長に取扱させることができる。

第11条（申告及び申告期間）

- ① 第2条の規定により申告対象となるものを保有する者（第2条第1項第9号に該当する場合にはその遺族）は法施行後60日を経過した日から10月以内に大統領令の定めるところにより対日民間請求権を証明する証拠とともに財務部長官にこれを申告しなければならない。
- ② 前項に規定した申告期間は不変期間とする。
- ③ 財務部長官は第1項の規定により提出された書類その他の証拠に不備がある場合にはその申告者に大統領令で定める期間内にその補完を要求することができる。

第12条（罰則）

- ① 次の各号の一に該当する者は10年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。この場合に懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。
 - 1 証拠を偽造若しくは変造した者又はその情を知りながら第11条第1項の規定によりこれを申告した者。
 - 2 証拠を偽造又は変造し第11条第1項の規定により申告した者。

第13条（罰則）

- ① 次の各号の一に該当する者は死刑・無期若しくは10年以上の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。この場合に懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。
 - 1 反国家的目的により第2条各号に掲記した有価証券その他の証書を国外から搬入し

た者。

2 前号の情を知りながらその搬入された有価証券その他の証書を有償又は無償で譲渡又は譲受した者。

② 前項の行為の目的とされた物件等はこれを没収する。

第 14 条(両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは自然人の代理人、使用人若しくはその他の従業員がその法人又は自然人の業務に関して前 2 条の規定に該当する行為をした場合にはその行為者を処罰する外にその法人又は自然人も前 2 条の例により処罰する。

第 15 条 (施行令)

この法の施行に関し必要な事項は大統領令で定める。

付則 <第 2287 号, 1971.1.19>

この法は公布後 60 日が経過した日から施行する。